

利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和5年 月 日

利根町長

利根町条例第 号

利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例(案)

(設置)

第1条 町民の自主的な活動，交流の促進，生涯学習の推進を図るとともに，地域間交流，地域振興など促進する目的から，閉校した学校跡地を利用した運動場及び体育館（以下「体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
旧文小学校体育館	利根町大字下曾根254番地
旧文小学校運動場	
旧文間小学校体育館	利根町大字大房228番地
旧文間小学校運動場	

(管理)

第3条 体育施設は，教育委員会が管理する。

(利用許可)

第4条 体育施設を利用しようとする者は，あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。また，許可を受けた事項を変更しようとする場合も，同様とする。

2 教育委員会は，体育施設の管理上必要があると認めるときは，前項の許可に必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第5条 教育委員会は，体育施設を利用しようとする者が，次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，体育施設の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設及びその附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他利用させることにより、施設の設置目的に照らして管理運営上支障があると認められるとき。

(利用者の義務)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、体育施設の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則並びに同条第2項の許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

2 利用者は、許可を受けた目的以外に体育施設を利用してはならない。

3 利用者は、許可を受けた体育施設の利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用条件を変更し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可の目的又は利用条件に違反したとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(4) その他教育委員会が施設等の管理上支障があると認めたとき。

2 前項の規定に基づく措置により利用者に損害が生じても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

(利用料)

第8条 体育施設の使用の許可を受けた者は、体育施設の利用料を無料とする。

(損害の賠償)

第9条 体育施設の利用者は、体育施設及びこれに附属する設備等を故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を次のように定める。

令和 5 年 月 日

利根町教育委員会教育長 海老澤 勤

利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則(案)

(趣旨)

第 1 条 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例（令和 年 条例第 号。以下「条例」という。）に基づき、学校跡地体育施設（以下「体育施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
(利用日及び利用時間)

第 2 条 体育施設の利用日及び利用時間は次のとおりとする。

名称	利用時間
旧文小学校体育館	午前 9 時から午後 10 時まで
旧文小学校運動場	午前 9 時から午後 7 時まで
旧文間小学校体育館	午前 9 時から午後 10 時まで
旧文間小学校運動場	午前 9 時から午後 7 時まで

2 体育施設の休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。
(利用者の範囲)

第 3 条 体育施設を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する団体で、かつ、次条に規定する利用登録を受けた団体とする。

- (1) 生涯スポーツ活動等を目的とした団体
- (2) 利根町に在住在勤又は在学する者で、10名以上の者で構成された団体
- (3) 成人の責任者を有する団体
- (4) スポーツ安全保険等に参加している団体
- (5) 政治活動・宗教活動及び営利を目的としない団体
- (6) その他教育委員会が認めた団体

(団体登録)

第 4 条 団体登録を受けようとする者は、利根町体育施設開放利用登録申

請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用の許可）

第5条 前条の規定により団体登録を行った団体は、条例第4条の規定により、体育施設を利用しようとするときは、利用日の7日前までに利根町体育施設開放利用申込書（様式第2号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、体育施設の利用を許可したときは、許可条件を付して利根町体育施設利用許可書（様式第3号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

3 前項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、体育施設を利用するときは、責任及び注意をもって利用しなければならない。

4 利用者は、体育施設の利用を終了したときは、利根町開放管理日誌（様式第4号）に記入し、教育委員会に提出しなければならない。

（利用の取消し）

第6条 利用者は、利用の許可の取消しを受けようとするときは、利根町体育施設開放利用許可取消願（様式第5号）に利用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、公益上又は管理上特に必要があると認められるときは、体育施設の利用の中止又は利用の許可を取り消すことができる。

（利用者の賠償責任等）

第7条 利用者が故意又は過失によって施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

2 開放中、体育施設を利用している者、利用している者どうし又は利用している者と第三者との間に生じた傷害その他の事故については、すべて当事者において処理し、教育委員会は、その責めを負わない。

（事故報告）

第8条 利用者は、開放中に事故が発生したときは、直ちにその旨を利根町体育施設事故発生状況報告書（様式第6号）により教育委員会に報告するものとする。

（管理責任）

第9条 施設開放中の施設の管理責任は、教育委員会に帰属するものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

登録番号

年 月 日

利根町教育委員会 様

申請者 住所(所在地)
氏名(団体名及び代表者名)
電話

利根町体育施設開放利用登録申請書

下記のとおり登録事項に虚偽のないことを誓い、体育施設スポーツ開放の利用団体として登録申請します。

記

開放施設名		
団体・代表者名		
責任者	住所	
	氏名	
	電話番号	
利用種目		
登録人数		
備考		

添付書類

(1) 構成員の氏名、住所及び電話番号一覧表

年 月 日

利根町教育委員会 様

申請者 登録番号
住所(所在地)
氏名(団体名及び代表者名)
電話

利根町体育施設開放利用申込書

下記のとおり体育施設スポーツ開放の利用を申し込みます。

記

開放施設名		施設名	運動場・体育館
利用日時	年月日() 時分～時分	利用予定 人員	男: 人 女: 人 計: 人
利用種目		活動内容	

登録番号

年 月 日

様

利根町教育委員会

利根町体育施設利用許可書

下記のとおり体育施設開放の利用を許可します。

記

開放施設名		施設名	運動場・体育館
利用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		

許可の条件

- 1 教育委員会の指示に従うこと。
- 2 施設や設備を損傷及び滅失しないこと。
- 3 開放設備以外の施設に立ち入らないこと。
- 4 開放設備以外の設備を利用しないこと。
- 5 許可させた日時以外に利用しないこと。
- 6 開放施設内では、喫煙しないこと。
- 7 指定された場所以外に自動車、自転車等を持ち入れ、又は駐車しないこと。
- 8 飲酒しないこと。
- 9 施設や設備を破損した場合は、速やかに原形復旧及び教育委員会に報告すること。
- 10 ゴミ類は、すべて持ち帰ること。
- 11 利用後、清掃を行うこと。

様式第4号(第5条関係)

利根町開放管理日誌

開放施設名		施設名	体育館・運動場
利用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
団体・代表者名			
利用種目			
利用状況	利用者数 男: () 人 女: () 人 計: 人		
備考			

年 月 日

利根町教育委員会 様

申請者 登録番号
住所(所在地)
氏名(団体名及び代表者名)
電話

利根町体育施設開放利用許可取消願

下記のとおり体育施設開放利用の許可を取り消してください。

記

開放施設名		施設名	体育館・運動場
利用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	利用予定 人員	男: 人 女: 人 計: 人
利用種目		活動内容	
取消しを受けようとする理由			

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

利根町教育委員会 様

申請者 登録番号
住所(所在地)
氏名(団体名及び代表者名)
電話

利根町体育施設事故発生状況報告書

下記のとおり報告します。

開 放 施 設 名		施 設 名	体育館・運動場
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
負 傷 者 名	住 所 : 氏 名 : 団体・代表者名 電話番号 :		
事 故 の 内 容			
事 故 発 生 時 の 状 況 及 び 処 置	利用者数 男 : 人 女 : 人 計 : 人		
備 考			

利根町学校跡地利活用方針

○文小学校

1. 町民のための健康増進施設
2. 子育て世帯の支援・交流の施設
3. 町内外から人が集まる施設
4. 町民団体の活動拠点及び地域住民が活用できる施設
5. 災害時避難場所の確保

○文間小学校

1. 総合教育センターを中核とした教育・学習支援施設
2. 町民団体の活動拠点及び地域住民が活用できる施設
3. 災害時避難場所の確保

利根町学校跡地活用計画書

参考資料 3

()内太字は、活用案の根拠とした事項を記載しています。

- ・住民アンケート…令和3年度利根町学校跡地活用に関するアンケート
- ・小学生アンケート…文小学校・文間小学校
- ・小学生アンケート…文小学校・文間小学校
- ・文間小学校・文間小学校
- ・WT…役場職員で構成する庁内ワーキングチームで出された意見
- ・WT…役場職員で構成する庁内ワーキングチームで出された意見

○文小学校

【民間活用も視野に検討】 〈住民アンケート〉

【町民団体向け貸出】 〈住民アンケート・WT〉

町民（団体）向けに貸出。（グラウンドゴルフ等）

【倉庫】 〈WT〉

防災用品の備蓄，文書保管用書庫など

【大型遊具の設置】

〈住民アンケート・小学生アンケート〉

休日に子どもたちが遊べるような（遊びたくなるような）大型遊具の設置。

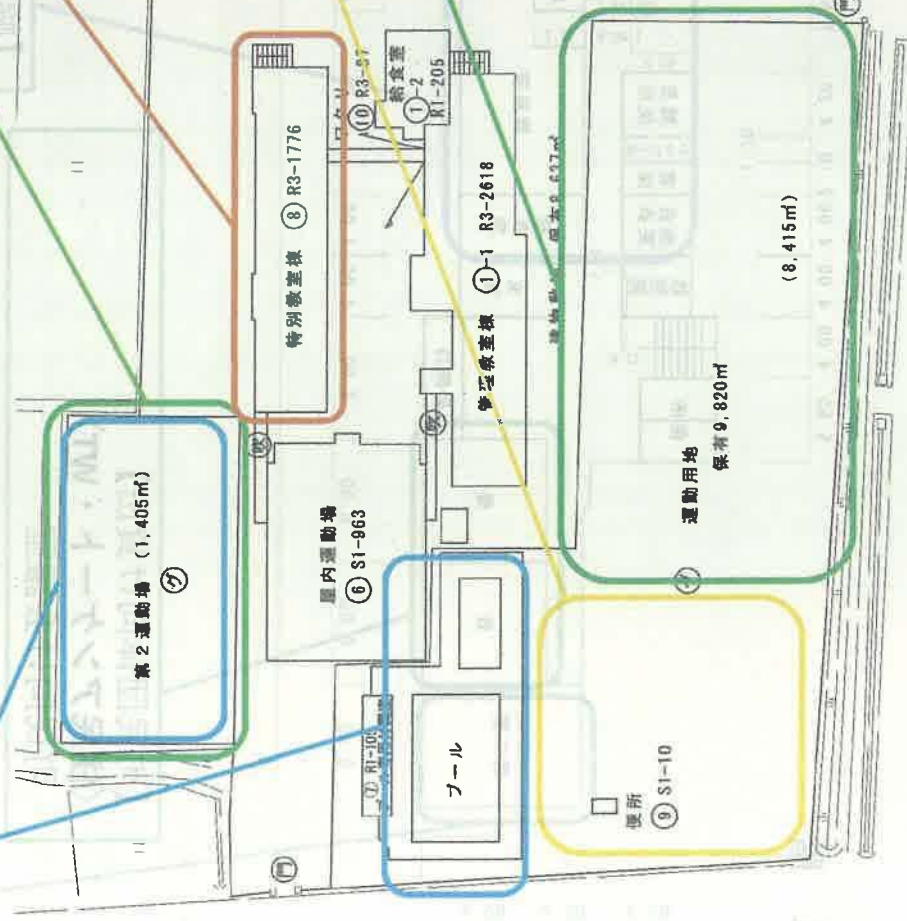
【広場】 〈小学生アンケート〉

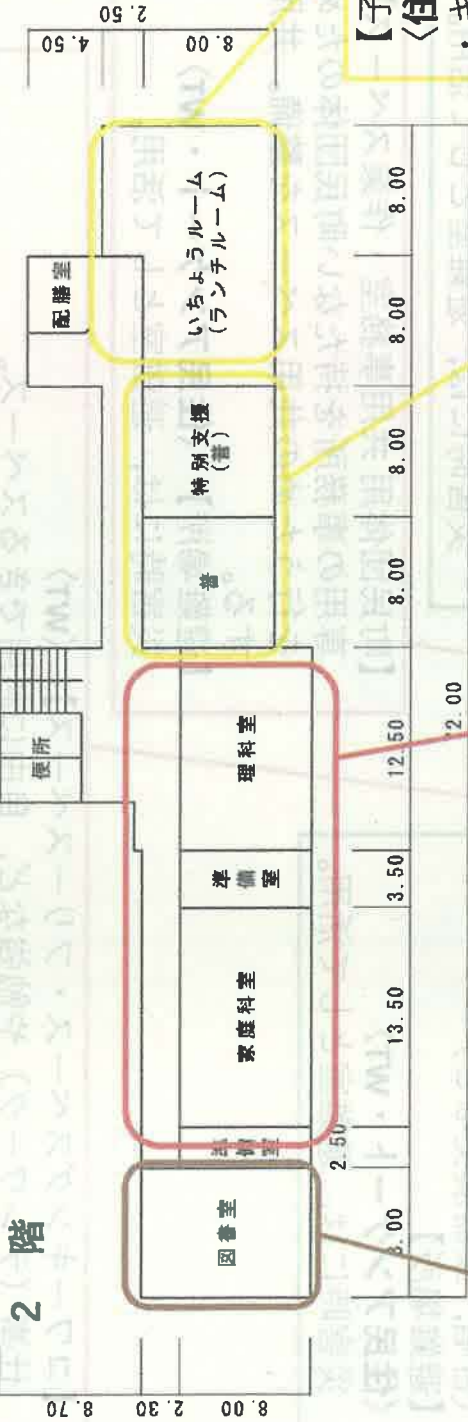
広場としての利用や小学生以下の子どもの走り回れるような空間

【シンボルの存在の広場】

子育て世帯の方が，休日に子どもと一緒に訪れたいような広場

(例) 龍ヶ崎市
「龍ヶ岡公園（たつのこ山）」





**【子育て支援・交流施設】
〈住民アンケート・検討委員・WT〉**

- ・キッズルーム
- ・屋内遊具等を設置し、休日でも利用可能なキッズルームを整備
- ・子育て交流の空間
- ・子育て世帯が集まり、情報交換や交流を行うことで、子育て世帯のコミュニティの形成促進
- ・授乳室

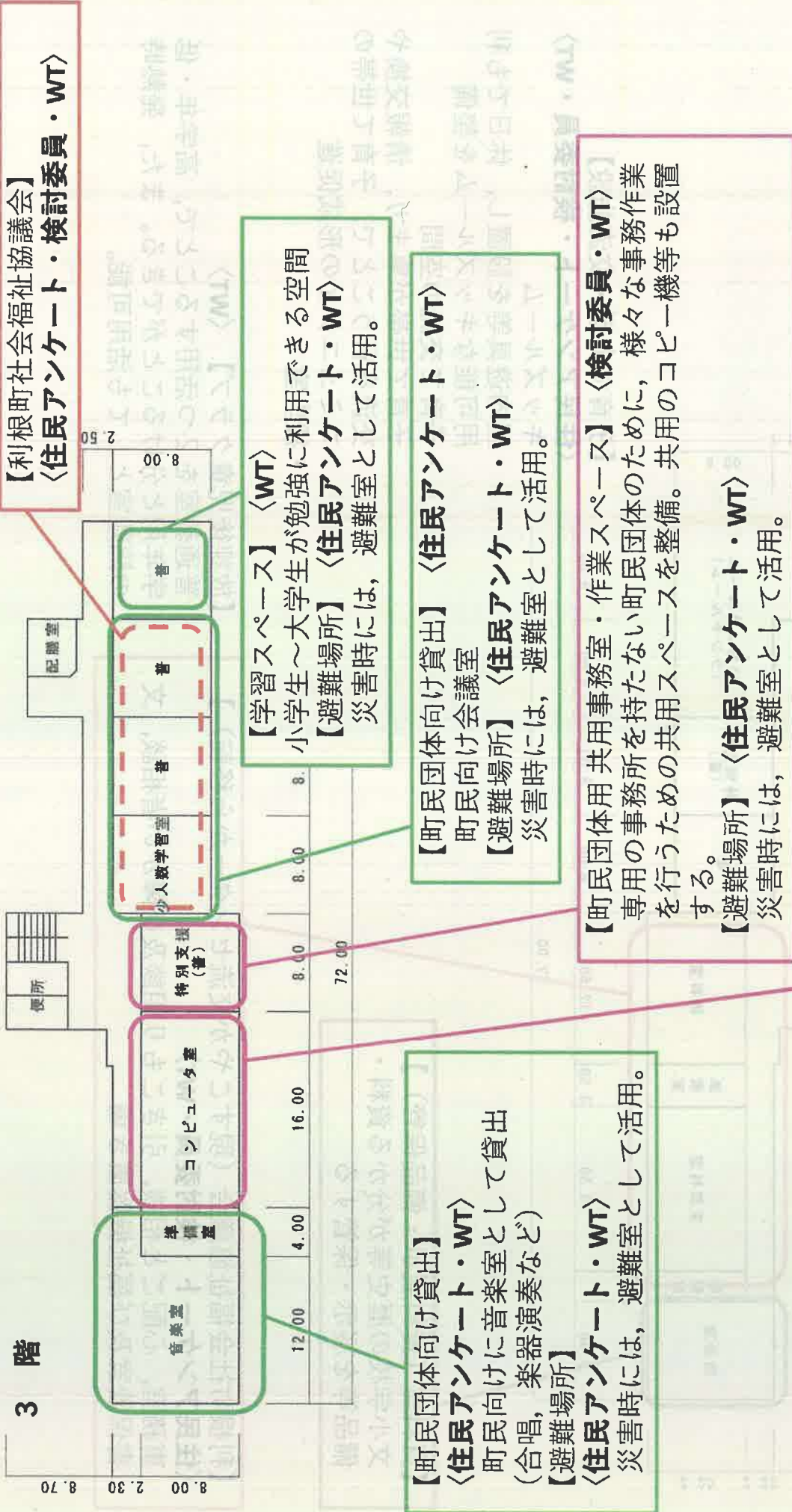
【放課後児童クラブ】 〈WT〉

普通教室を2つ活用することで、高学年・低学年用と分けることができる。また、発熱時の隔離室としても活用可能。

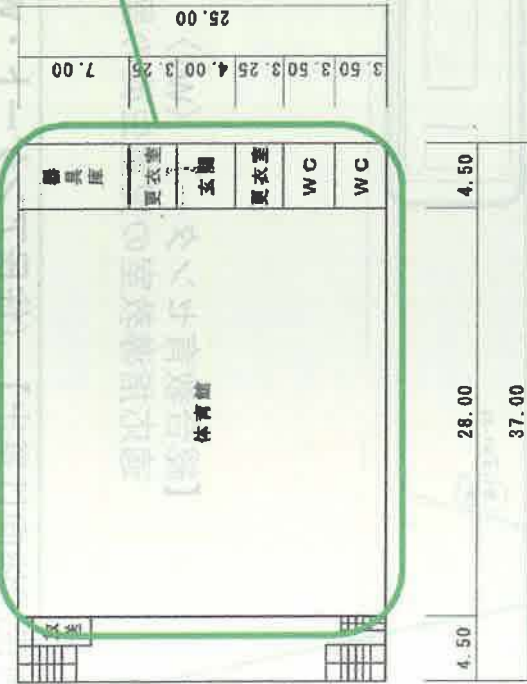
**【利根町社会福祉協議会（現すこやか交流センターから移転）】
〈住民アンケート・検討委員・WT〉**

事務室、心配ごと相談、引きこもり相談及び障がい者相談、文書保管室及び福祉機器置き場

3 階



体育館

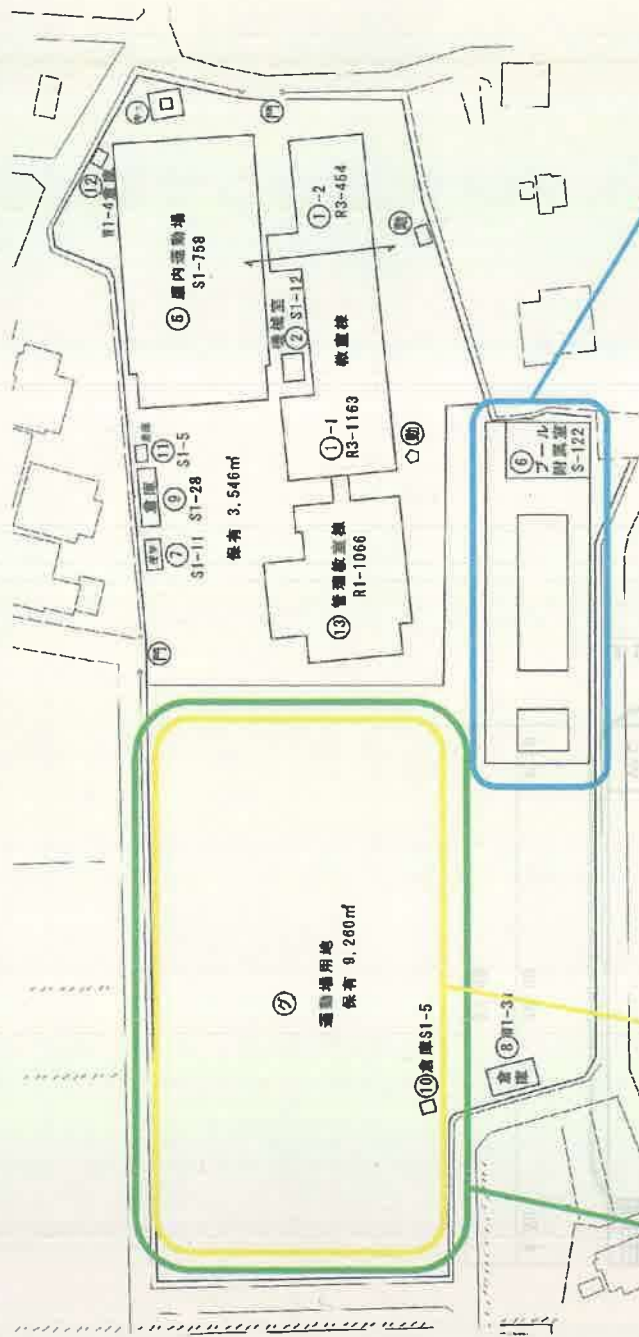


【町民団体向け貸出】

〈住民アンケート・小学生アンケート・検討委員・WT〉
町内のスポーツ団体等が使用できるようにする。



○文間小学校



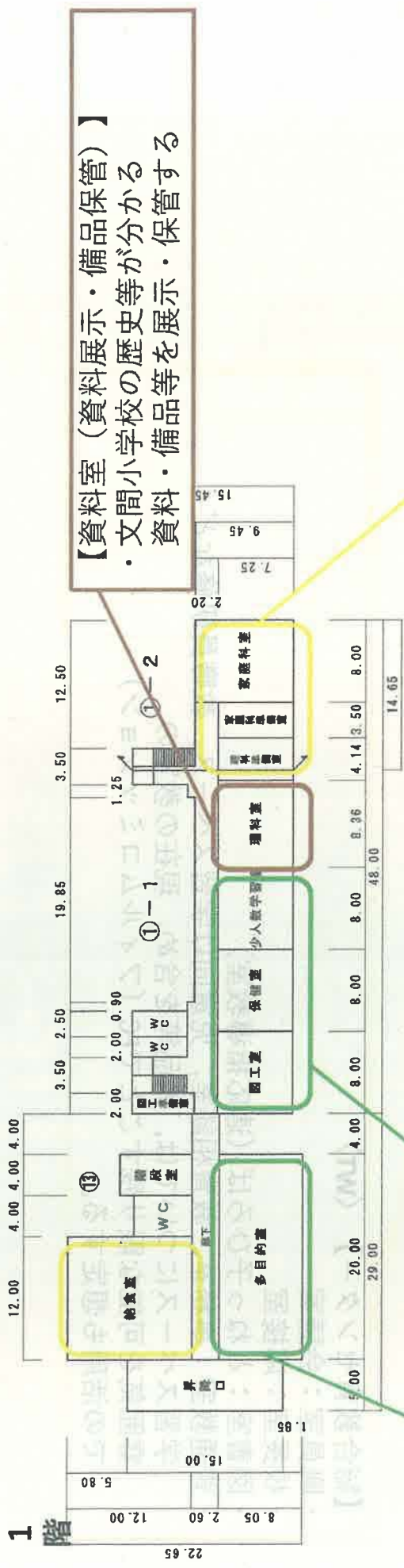
【総合教育センター】〈WT〉
適応指導教室の児童生徒の屋外運動場

民間活用も視野に検討〈住民アンケート〉

【町民団体向け貸出】〈住民アンケート・WT〉

町民団体向け貸出
〈住民アンケート・WT〉
民間活用も視野に検討
〈住民アンケート〉

建築部



【資料室 (資料展示・備品保管)】

- ・ 文間小学校の歴史等が分かる資料・備品等を展示・保管する

【町民団体向け貸出】
 〈住民アンケート・検討委員〉
 町民向け会議室。

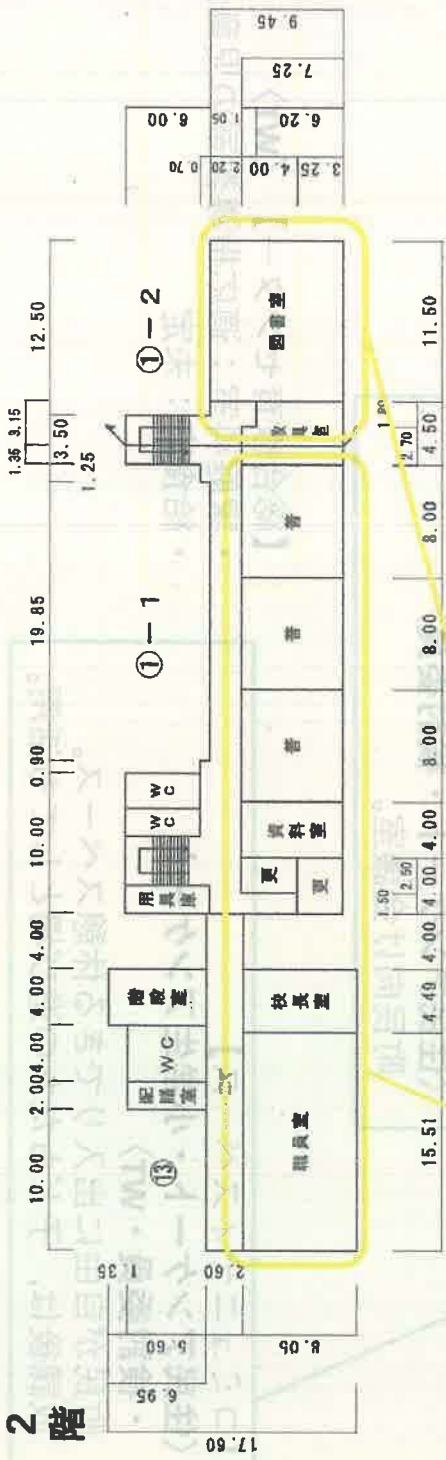
【総合教育センター】 〈WT〉

- ・ 家庭科室：適応指導教室の児童生徒の学習活動，教職員研修
- ・ 給食室：未定

【コミュニケーションスペース】
 〈住民アンケート・小学生アンケート・検討委員・WT〉

町民が自由に出入りできる休憩スペース。放課後は，子どもたちの遊び場としても活用。

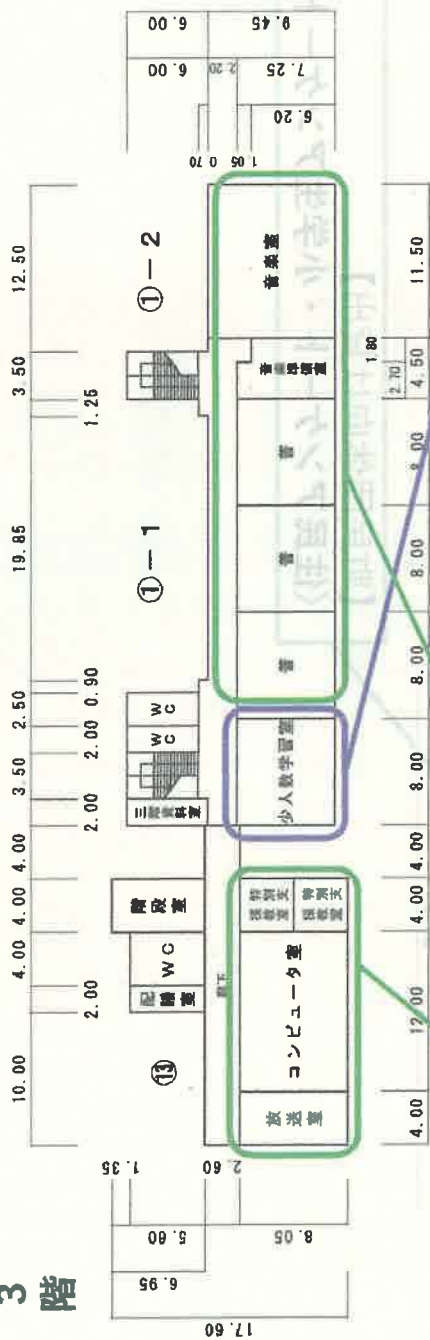
2階



【総合教育センター】〈WT〉

- ・職員室：会議室
- ・校長室：応接室
- ・図書室：とねっ子ひろば（適応指導教室）
- ・普通教室：事務室，教育相談室，児童向け学習スペース，教職員研修など
学習スペースについては，備品等を含め，現在の教室の
雰囲気可能な限り残すことFC（フィルムコミッション）
での活用も想定する。

3階



【防災用品の備蓄倉庫】〈WT〉

【町民団体向け貸出】〈住民アンケート・検討委員〉

町民向け会議室・事務室など。

町民団体活動において、会合、事務作業等、様々な使い方を想定。

また、施設を利用する団体のために、備品を保管するためのロッカーの設置を検討。

【避難場所】〈住民アンケート・WT〉

災害時には、避難室として活用。

住民課

体育館

0.10	2.54	2.66	1.20	2.75	7.00	4.06	20.30
2.71	3.20	28.40	4.66				
4.26	12.10	4.28	19.48				

【総合教育センター】〈WT〉
適応指導教室の児童生徒の室内運動場

【町民団体向け貸出】
〈住民アンケート・小学生アンケート・検討委員・WT〉

参考資料4

文小学校及び文間小学校の学校跡地利活用に関する経過について

日付	会議等
令和3年7月15日(木)	第1回利根町学校跡地利活用検討委員会 (学校施設概要, 学校跡地利活用に関する法令等の説明)
令和3年10月19日(火)	学校跡地利活用に係る区長説明会①
令和3年10月20日(水)	学校跡地利活用に係る区長説明会②
令和3年10月28日(木)	第2回利根町学校跡地利活用検討委員会 (住民アンケートの内容検討)
令和3年11月29日(月) ～令和3年12月20日(月)	利根町学校跡地利活用に係る住民アンケート (18歳以上の町民2,000名を対象)
令和3年12月末 ～令和4年1月初旬	小学生アンケート (文小学校及び文間小学校のPTA会員世帯を対象)
令和4年3月25日(金)	第3回利根町学校跡地利活用検討委員会 (住民アンケート等結果報告, 活用案の検討)
令和4年5月30日(月)	第4回利根町学校跡地利活用検討委員会 (活用案の検討)
令和4年7月25日(月)	住民説明会① 会場:利根町役場
令和4年8月3日(水)	住民説明会② 会場:利根町生涯学習センター
令和4年8月6日(土)	住民説明会③ 会場:利根町文化センター
令和4年8月25日(木) ～令和4年9月26日(月)	パブリックコメント
令和4年10月26日(水)	第5回利根町学校跡地利活用検討委員会 (活用案の最終決定)

